

令和 2 年度

健全化判断比率等審査意見書

丹波篠山市監査委員

丹篠監報第40号
令和3年9月3日

丹波篠山市長 酒井隆明様

丹波篠山市監査委員 畑利清

丹波篠山市監査委員 河南克典

令和2年度 健全化判断比率等に係る審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された令和2年度健全化判断比率及び資金不足比率について審査したので、別紙のとおりその意見書を提出します。

令和2年度 健全化判断比率 審査意見書

第1 審査の対象

- 健全化判断比率
- ① 実質赤字比率
 - ② 連結実質赤字比率
 - ③ 実質公債費比率
 - ④ 将来負担比率

第2 審査の期間

令和3年7月6日から8月25日まで

第3 審査の概要

この審査は、市長から審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施した。

第4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

なお、審査の概要及び意見は次のとおりである。

1 審査の概要

(1) 令和2年度決算における健全化判断比率

令和2年度決算における、健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)の状況は次のとおりである。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(平成19年法律第94号)では、健全化判断比率のうちいずれかが早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画の策定が義務づけられる。また、いずれかが財政再生基準以上の場合には、財政再生計画の策定が義務づけられ、国の関与のもとで財政の再生を図ることとなる。

◇健全化判断比率(令和2年度)

(単位：%)

	令和2年度 決算	早期健全化 基準	財政再生 基準	備 考
実質赤字比率	—	12.86	20.00	
連結実質赤字比率	—	17.86	30.00	
実質公債費比率	15.6	25.0	35.0	3ヶ年平均値 (平成30～令和2年度)
将来負担比率	133.4	350.0		

(注) 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は、「—」で表示。

(2) 健全化判断比率(4指標)の状況

① 実質赤字比率

(単位：%)

	算定比率	早期健全化基準	財政再生基準
令和2年度	—	12.86	20.00
令和元年度	—	12.88	20.00
比較	—	△ 0.02	0.00

実質赤字比率は、「一般会計等」を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率である。この指標については、赤字額がない場合は「—」で表示される。

当年度の実質赤字比率は、△3.13%(3.13%の黒字)で、赤字額がないため「—」で表示されている。また、本市において「一般会計等」の対象となる会計は、令和元年度に住宅資金特別会計が廃止されたため、令和2年度は一般会計のみとなっている。

なお、この指標の早期健全化基準は標準財政規模をもとに算出され、本市の場合12.86%である。

② 連結実質赤字比率

(単位：%)

	算定比率	早期健全化基準	財政再生基準
令和2年度	—	17.86	30.00
令和元年度	—	17.88	30.00
比較	—	△ 0.02	0.00

連結実質赤字比率は、一般会計、特別会計及び公営企業会計の全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率である。この指標については、赤字額がない場合は「—」で表示される。

当年度の連結実質赤字比率は△17.42%（17.42%の黒字）であり、赤字額がないことから「—」で表示されている。

なお、この指標の早期健全化基準は標準財政規模をもとに算出され、本市の場合17.86%である。

③ 実質公債費比率

(単位：%)

	算定比率	早期健全化基準	財政再生基準
令和2年度	15.6	25.0	35.0
令和元年度	17.2	25.0	35.0
比較	△ 1.6	0.0	0.0

実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率であり、3ヶ年の平均値を用いる。この指標は、本審査の対象指標であるが、一方で、地方債協議制移行に伴い平成18年度に創設された指標でもあり、当該比率が18.0%以上となる地方公共団体については、起債にあたり許可が必要となる。

当該年度の実質公債費比率は15.6%で前年度に比べ1.6ポイント改善され、引き続き早期健全化基準の25.0%を下回っている。

なお、単年度の実質公債費比率は次表のとおりである。

◇単年度実質公債費比率の推移 (単位：%)

令和2年度	令和元年度	平成30年度
14.29682	14.88200	17.70873

④ 将来負担比率

(単位：%)

	算定比率	早期健全化基準	財政再生基準
令和2年度	133.4	350.0	—
令和元年度	160.1	350.0	—
比較	△ 26.7	0.0	—

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負担の標準財政規模に対する比率であり、この「一般会計等が将来負担すべき実質的な負担」とは、地方債の現在高、債務負担行為に基づく支出予定額などの将来負担額から、充当可能基金額や地方債現在高等に係る交付税算入見込額等を控除したものをいう。また、財政健全化比率のうち他の3指標は一定期間内の収支勘定を見る、いわゆるフロー指標であるのに対し、将来負担比率は、ある時点の資産の量を測る、いわゆるストック指標を意味するものである。

当該年度の将来負担比率は133.4%で前年度に比べ26.7ポイント改善しており、早期健全化基準の350.0%未満となっている。

2 審査意見

健全化判断比率の4指標はいずれも早期健全化基準以下となっている。

このうち、実質赤字比率、連結実質赤字比率が「—」であることは、一般会計をはじめ、特別会計、公営企業会計を総合的に見た場合、単年度の収支が黒字であることを示しており、この点においては、特記すべき事項は認められない。

実質公債費比率については、前年度に比べ1.6ポイント改善している。これは標準財政規模が増加したことによるもので、算定のもととなる単年度の実質公債費比率が平成29年度の19.1%から令和2年度の14.2%となったためである。財政状況には改善がみられるものの比率は依然として高い水準にあるため、引き続き公債費の適正な管理に取り組む必要がある。

また、将来負担比率については、前年度に比べ26.7ポイント改善している。これは、一般会計等において緊急防災・減債事業債などにより市債残高が増加した一方で、公営企業債の償還が進み企業債残高の減少により、企業債等繰入見込額の減などによる将来負担額が減少したことによるものである。

これまでの財政健全化の取り組みにより、それぞれの指数は改善しているものの、平成29年3月に策定された公共施設等総合管理計画において公共施設など老朽化した施設、道路、上下水道等のインフラ資産の更新や改修に多額の費用が将来必要と想定されていることや、近年国内各地で多発する災害などの非常事態に備え財布の紐を緩めることなく、引き続き財政の健全化に留意した運営が必要である。

令和2年度 資金不足比率 審査意見書

第1 審査の対象

- 資金不足比率
- ① 水道事業会計
 - ② 下水道事業会計

第2 審査の期間

令和3年7月6日から8月25日まで

第3 審査の概要

この審査は、市長から審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施した。

第4 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

なお、審査の概要及び意見は次のとおりである。

1 審査の概要

(1) 令和2年度決算における資金不足比率

令和2年度決算における、公営企業会計毎の資金不足比率の状況は次のとおりである。

◇令和2年度資金不足比率（公営企業会計毎） （単位：％）

	令和2年度決算	経営健全化基準	備考
水道事業会計	－	20.0	法適用企業
下水道事業会計	－	20.0	法適用企業

（注）本市の「法適用企業」は、地方公営企業法の全部を適用している

(2) 資金不足比率の状況

資金不足比率は、公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率であり、この指標でいう資金の不足額は、連結実質赤字比率の算定に用いる資金の不足額と同額となっている。また、資金不足額がない場合は、資金不足比率は「－」で表示される。

当該年度においては、水道事業会計、下水道事業会計の両会計において資金剰余額が発生しており資金不足が生じていないため、これらを事業の規模で除した資金不足比率は、いずれも「－」で表示されている。

なお、各会計の資金剰余額は次表のとおりである。

◇資金剰余額

（単位：千円）

	令和2年度	令和元年度	比較
水道事業会計	1,479,306	1,588,346	△ 109,040
下水道事業会計	431,615	502,959	△ 71,344

2 審査意見

水道事業会計及び下水道事業会計の資金不足比率審査における資金不足比率はいずれも経営健全化基準を下回っている。また、両会計では資金不足が生じておらず「－」表記となっており、資金不足比率において特記すべき事項は認められない。

当該年度においては、両会計とも資金剰余金は前年度より減少しており、これらの会計が提供するサービスは市民生活を営むライフラインとして重要なものであることから、将来にわたり経営を安定したものとするためにも、より健全な財政運営に取り組みを進める必要がある。